## 家族従業者の働き分を認めない 所得税法第 56 条の廃止を求める請願

住 所 **請願者** 団体名 代表者

印

## 【請願趣旨】

所得税法第 56 条は、「事業主の配偶者とその親族が事業に従事したとき、対価の支払いは必要経費に算入しない」(条文趣旨)として、家族従業者の働き分(自家労賃)を経費として認めないことを規定しています。

白色申告の場合、事業主の所得から、配偶者が年間 86 万円、家族が同 50 万円を控除されるのみで、時給に換算すると最低賃金にも及びません。このため、自営業者の配偶者や家族は、社会的にも経済的にも自立しにくく、社会保障や行政手続きなどで不利益を受けています。後継者育成にも大きな妨げとなっています。

政府は「青色申告にすれば給料を経費にできる」(所得税法第 57 条)と言いますが、 税務署長に届け出て、認められなければなりません。働いている実態があり、商売に応 じた記帳を行っているにも関わらず、申告の仕方によって、納税者を差別しているのが 実情です。

明治時代の家父長制的「世帯課税」を引き継ぐ56条は、日本のジェンダー差別の根幹に関わる問題でもあります。人権問題として、差別的税制をこれ以上放置せず、家族従業者の労働の社会的評価、働き分を正当に認めるため、56条は廃止するべきです。

いま、560 を超す自治体が「56 条の廃止を求める意見書」を国にあげています。男女 平等を求める国内外の女性運動との共同・連帯で、国連女性差別撤廃委員会が「所得税 法の見直し」を日本政府に勧告し、日本弁護士連合会(日弁連)や税理士団体からも意 見書が出されるなど、世論と運動が広がっています。

以上の理由から、下記の項目を強く要望します。

## 【請願事項】

1、所得税法第56条を廃止すること

全商連婦人部協議会

**〒**171-8575

東京都豊島区目白 2-36-13 電話 03-3987-4391 FAX 03-3988-0820

取扱団体